

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年6月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500624 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（国）第 1600008 号

第1 結論

昭和 56 年 10 月の請求期間及び昭和 57 年 2 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月

② 昭和 57 年 2 月から昭和 60 年 3 月まで

私は、勤務先を退職した後の昭和 56 年 10 月頃に、A 区役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、その後も、勤務先を退職した後の昭和 57 年 2 月頃に、同区役所の窓口で国民年金の再加入手続を行った。

請求期間①及び②の国民年金保険料については、母親が納付してくれ、私も 1、2 度は A 区役所で納付した記憶があるにもかかわらず、当該期間の保険料が未納の記録となっている。

調査の上、請求期間に係る記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、昭和 56 年 10 月頃及び昭和 57 年 2 月頃に、国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金の加入手続が行われた時期は、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の資格取得日等から、昭和 60 年 3 月頃と推認され、請求者の主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間①及び②の国民年金保険料について、母親が納付してくれ、自身も、1、2 度は区役所で保険料を納付した記憶があると主張しているが、母親は既に死亡しており、証言を得ることができない上、請求者も保険料の納付時期及び納付金額等についての記憶が不明確であることから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

さらに、前述の推認される国民年金の加入手続時期においては、請求期間①及び請求期間②の一部の国民年金保険料は時効により納付することができない。

加えて、請求者の主張のとおり、請求期間①及び請求期間②の一部の国民年金保険料を納付するには、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、

請求者に当該手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500627 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600025 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 56 年 1 月 1 日から同年 3 月 1 日まで

私の記憶によると、昭和 55 年 4 月 1 日に A 社に入社し、同年 12 月 31 日をもって退職した。厚生年金保険の記録では、厚生年金保険被保険者の資格喪失年月日が昭和 56 年 3 月 1 日となっているが、これは同年 1 月 1 日の誤りであり、事実と相違している。

A 社における厚生年金保険被保険者期間を 11 か月から 9 か月に短縮することになるが、正しい記録に基づく年金を受給したいので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

B 社は、請求者の A 社における人事記録等の資料を保管していないため、請求者の退職日について確認することができないと回答している上、複数の元従業員に照会したもの、請求者が退職した時期について具体的な回答を得ることができないことから、請求者の同社における退職日を確認することができない。

また、雇用保険の記録によると、請求者が昭和 56 年 2 月 28 日に A 社を離職していることが確認でき、当該離職日は、同社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録により確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日と符合している上、オンライン記録において、当該資格喪失日が同年 3 月 1 日又は同年 1 月 1 日となっている複数の元従業員についても、雇用保険の記録における離職日は、厚生年金保険被保険者資格喪失日と符合していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における請求内容について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500620 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600026 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 29 年 4 月 1 日から昭和 36 年 4 月 1 日まで

私は、A社にB職として勤務していたが、請求期間について厚生年金保険の被保険者記録が無い。給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、請求期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

事業主及び同僚の回答から、期間は特定できないものの、請求者はA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び事業所名簿検索システムによると、A社が厚生年金保険の適用事業所になった日は、昭和 34 年 11 月 1 日であり、請求期間のうち昭和 29 年 4 月 1 日から昭和 34 年 10 月 31 日までの期間は、適用事業所となっていないことが確認できる。

また、事業主は、請求期間当時的人事記録や賃金台帳等の資料を保管していないと回答していることから、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、請求者は、同僚の氏名を記憶していない上、複数の当時の従業員に照会をしたものので、請求者の勤務期間及び厚生年金保険料の控除について具体的な回答を得ることができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿の中に請求者の氏名は見当たらず、請求期間において整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500615 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1600027 号

第1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名（続柄） : 女（子）

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 31 年生

住所 :

2 被保険者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 大正 7 年生

3 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 33 年 6 月 1 日から昭和 38 年 4 月 1 日まで

私の父（訂正請求記録の対象者）は、昭和 21 年 4 月 1 日に A 社へ正社員として入社し、C 事業所で勤務していたが、C 事業所は D 社として法人登記されているところ、厚生年金保険の適用事業所となっていない。A 社は昭和 33 年 6 月 1 日から厚生年金保険の適用事業所となっており、父が国民年金へ加入した昭和 38 年 4 月 1 日までの期間は厚生年金保険の被保険者記録となっているはずであるので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、訂正請求記録の対象者は、A 社の正社員として、C 事業所で勤務していたので、厚生年金保険に加入していたはずだと主張している。

しかしながら、B 社の事業主は、C 事業所は請求期間当時の A 社の系列店（D 社）であり、訂正請求記録の対象者が C 事業所に勤務していたことは認めているものの、当時の資料は残っていないため、訂正請求記録の対象者の請求期間に係る A 社における雇用形態及び厚生年金保険料の控除について確認することができないと回答している。

また、請求期間に A 社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会を行ったものの、C 事業所で勤務していた者はおらず、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、請求期間における訂正請求記録の対象者の氏名は見当たらない上、請求者がC事業所で勤務していた従業員として名前を挙げている2名についても、氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、請求者は、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、訂正請求記録の対象者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。